

〈研究論文〉

児童館における「福祉的機能」の実装の好機と課題 —『実態調査』の2次分析をふまえて—

所 貞 之

【要旨】

依然として子どもや子育て家庭を取り巻く環境は厳しい。2022年には児童福祉法等の一部改正が行われたが、その改正内容のうち「子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充」のなかに、「児童育成支援拠点事業」が含まれている。この実施施設の筆頭に挙げられているのが児童館である。かねてより筆者は児童館が「福祉的機能」を備えることにふれてきたが、この改正がその実装の好機と捉え、本論では、実現のための課題を明らかにすることを目的とした。本論における研究方法として、一般財団法人児童健全育成推進財団が2021年に実施した『全国児童館実態調査』の回答データの提供を受け、実態調査の2次分析を試みた。その結果、今日的課題として、①「相談対応」の科学化・体系化、②「自由来館」型施設としての地域的・時代的ニーズの把握を表出した。

キーワード：児童館、福祉的機能、2次分析

1. はじめに

1.1 研究背景

2022年度に全国の児童相談所が子どもの虐待に関する相談に対応した件数は、21万4,843件と長年の増加傾向が続いている。これまで児童虐待防止のために児童虐待防止法や児童福祉法を中心に様々な対策が講じられてきた。しかし、依然として子どもや子育て家庭を取り巻く環境は厳しい。子ども家庭福祉の分野でいえば、子育て支援施策と社会的養護施策を2本柱として、「誰一人取り残さない」ための「切れ目のない」施策体系が整備されつつある。それでも、既存の地域子ども・子育て支援事業が支援を必要とする要支援児童等に十分に利用されていないかたり、子育て世帯の負担軽減等に対する効果が限られていたりするなど課題も残されている。

こうした状況を打破すべく、2022年には児童福祉法等の一部改正が行われた。その内容は、「子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充」「一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上」「社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化」「児童の意見聴取等の仕組みの

整備」「一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入」「子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上」となっており、多くが2024年4月に施行されている。

これら改正内容のうち「子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充」のなかに、「児童育成支援拠点事業」が含まれている。こども家庭庁の資料（こども家庭庁，2024）によると、本事業の目的を「養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ること」としている。そして、その実施施設として「児童館、児童養護施設、児童家庭支援センター等の子育て関連施設やその他市町村が児童の居場所支援を行う場所として適当と認めた場所」を挙げている。さらに、任意ではあるが、ソーシャルワーク専門職員の配置も定められている。これらのことから、この事業は子どもの「福祉的機能」を果たすことができる「居場所」づくりのための施策といえよう。

「児童育成支援拠点事業」の実施施設の筆頭に挙げられている児童館については、筆者は『福祉的機能』を有することが児童福祉施設としての使命」（所，2021）であると指摘したことがある。その意味で、この事業の展開が児童館における「福祉的機能」の実装にとって好機なのではないかと考える。そこで、本論では、児童館における「福祉的機能」の現状と実装に向けた課題を明らかにすることを目的とする。

1.2 児童館施策の動向

児童館とは、児童福祉法第40条に規定される児童福祉施設であり、児童厚生施設の一つである。児童福祉法制定時から規定されている施設であり、2022年10月現在で4,301館が全国各地に設置されている。

児童館の設置・運営に関わる法令としては、1948年に制定された「児童福祉施設最低基準（厚生省令）」（2011年に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に変更）の他、1950年には「児童厚生施設運営要綱」が厚生省児童局より発出されている。2011年には「児童館ガイドライン」が厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知として発出されたが、2018年に改正されて厚生労働省子ども家庭局長通知として発出されている。

その「児童館ガイドライン」では、児童館の目的を「18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすること」だと定めている。

2021年の「子供・若者育成支援推進大綱」（子ども・若者育成支援推進本部決定）では、子どもの「居場所（サードプレイス）」として児童館の積極的な活用をうたっている。その後、2023年4月にこども基本法が施行され、子ども施策を「総合的かつ一体的」に進めるこども

家庭庁が発足した。こども家庭庁は「こどもまんなか社会」の実現を掲げているが、「こどもの居場所づくり」についても積極的な姿勢を見せている。庁内のこども家庭審議会には「こどもの居場所部会」が設けられ、2023年12月には「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されている。

こうした動きの中で、2022年6月から2023年2月にかけて、厚生労働省社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」及び「児童館のあり方検討ワーキンググループ」において児童館に関する議論がなされ、2023年3月には報告書『放課後児童クラブ・児童館等の課題と施策の方向性』が提出された。これらは、上述の「こどもの居場所づくり指針」策定を念頭に置き、昨今の子どもや家庭を取りまく状況の変化を踏まえ、今後児童館が果たすべき機能・役割の検討を行うことが目的とされた。

2022年の児童福祉法の改正により、市区町村における子育て家庭への支援の新設・充実が図られた。その事業に先述した「児童育成支援拠点事業」が含まれ、この拠点の一つとして児童館が挙げられている。これは繰り返しになるが、児童館の「居場所」機能や「福祉的機能」の実装を後押しする事業であり、今後の展開が大いに期待されるものである。

1.3 児童館の「福祉的機能」に関わる研究動向

児童館に関わる研究論文は、子どもの遊びや保育実習の実践に関するものが多くみられるが、近年、児童館の「居場所」機能やソーシャルワーク機能の可能性を探る論考が増えているように思われる。ここでは、本論の目的を果たすために必要な関連の先行研究を挙げてみたい。

小栗（2023）は、子どもにとっての「居場所」の概念整理を丁寧に行ったうえで、「児童館ガイドライン」をもとに「居場所」としての児童館の可能性を探っている。また、小栗（2024）は、地域における児童館のコミュニティ形成への可能性を探るべく、コミュニティの概念を整理するとともに、「児童館ガイドライン」に示されている児童館の「地域の健全育成の環境づくり」がコミュニティ形成と親和性をもつことを指摘した。

宮地（2020）は、子どもの「居場所」として地域における子育て支援や教育支援の拠点の一端を児童館が担っていることを挙げ、「児童館ガイドライン」の内容を踏まえて、セーフティネットとしての役割を担っていくための児童館職員の研修の在り方について探求している。

友川ら（2024）は、児童館のあり方を検討する上で、「支援を必要とする子どもからサービスへのアクセスに課題がある可能性」（友川ら、2024：54）を児童館を利用する小・中学生を対象とした調査結果より示唆している。子どもが社会資源にアクセスする上での一つの課題に子どもの「ニーズの自覚」があると指摘しながら、児童館が子どもや保護者に対して「社会資源を知る機会を増やせる」（友川ら、2024：66）可能性をもち、「周知の発信先」として、健全育成機能、相談機能、居場所機能、社会資源との仲介調整機能を果たしうる機関であると言及している。

大澤と岡（2024）は、児童館がソーシャルワーク拠点として機能するか先行研究を整理しつ

つ、児童館職員に対するインタビュー調査を通して、児童館職員自身が児童館と児童館職員の現状や理想をどうとらえているのか、その語りを分析し、児童館の現状と課題を検討している。そのなかで、「児童館職員はソーシャルワーク技術を意図的に用い、子どもと保護者の支援にあたっていることが明らかになった。だが、そこには自らの支援実績を高く評価する意識と、ソーシャルワーク専門職としてのトレーニングを受けていないという意識が複雑に混在しているよう」（大澤・岡，2024：34）だと述べている。その背後には、「支援が行き詰まる原因に自らの知識不足や技術不足があり、それゆえに児童館職員はソーシャルワーカーとしての専門性を持たねばならないという信念」（大澤・岡，2024：34）があるとの指摘は大変興味深い。一方で大澤と岡は「利用対象を年齢やリスクによって限定せず、また親ではなく子どもが相談主体となれる機関」（大澤・岡，2024：28）として児童館をあげているが、「子ども家庭福祉のソーシャルワークの拠点にもなり得るが、必ずしも相談援助機関とは位置付けられていない」（大澤・岡，2024：28）ともいう。「児童館ガイドライン」では、利用児童とその家族の課題への予防的介入、その介入的支援に関わる社会資源のネットワーキングを児童館がソーシャルワーク機能をもって担うことが期待されているものの、児童館職員の「専門性が向上することで、児童館のソーシャルワーク機能がどのように向上するのか、実証的な研究や、職員研修のあり方も検討する必要」（大澤・岡，2024：35）があると論を締めくくっている。

牛島ら（2023）は、児童館のネットワーク体制の整備に向けて求められることを、一般財団法人児童健全育成推進財団により実施された全国調査のローデータをテキストマイニングの手法を用いて探索する試みを行っている。自由回答の頻出語を共起ネットワーク分析した結果、多職種連携や専門的な支援のためのスキル向上の必要性を挙げ、階層的クラスター分析の結果からは「ボランティア育成」や「既存の関係性を活かした支援」が地域ネットワークの工夫されている点として挙げている。これらの分析結果を踏まえ、牛島らは「児童館の存在価値を高められるようにしていきたい」（牛島ら，2023：152）と意欲を示した。牛島らは共起ネットワーク分析から、「今後、さらに多様化する子育てニーズに対し専門的な支援のスキルが必要となり、個別支援における多職種連携のためのコーディネートに加え、地域のネットワークを構築する役割が求められる。これを達成するためにも、児童館における社会福祉士の配置が議論されているように、ソーシャルワークの視点を活用しながらケース対応の質を向上させていくことが望まれる」（牛島ら，2023：149）と指摘している。

佐藤（2024）は、近年の国の児童館のあり方について示した方向性と論点について、大変意義深い整理を行っている。とりわけ、児童館の「特性」をどう捉えていくかで、求められる「居場所」機能や「相談／ソーシャルワーク」機能の具現化の動きは変わってくると指摘する。佐藤は、2018年の改正「児童館ガイドライン」で示されている、児童館は「子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である」という基本特性をどう捉えていくかが今後の児童館のあり方に関する議論の重要なポイントだと主張する。佐藤は、先に紹介した専門委員会やワーキングでの議論の整理を行ってい

る。そこでは、「児童館の特性や機能という点から、児童館ガイドラインに基づく児童館の特性について、機能がより一層発揮されるための具体的な方法論や制度のあり方が提起された」（佐藤，2024：77）とし、「とりわけ、児童館の柱にある遊びと、相談、ソーシャルワーク機能の関係性、言い換えれば、児童館の特性である『拠点性』（居場所）と『多機能性』（福祉的課題への対応）の関連性が論点となっていた。そして、それを誰が担うのかという点に関して、新たな福祉系専門職の配置が提起され、さらに『基本型』『機能強化型』児童館という類型の例示によって、ガイドラインに示された児童館の『特性』を超えて、新たな機能やあり方が示されたと言えるのではないだろうか」（佐藤，2024：77）と指摘している。さらに佐藤はこの点について、『居場所』となる・なれることを基盤としながら福祉的課題への対応ができる場が児童館であるということは共通認識となっていると考えられるが、それを児童館での日常的な活動や関わりに埋め込まれたものとするのか、相談や支援を別立ての付加的な機能とするのか、という点に大きな違いが見られる」（佐藤，2024：77）との重要な指摘を行い、この関連性をどう捉えるかにより児童厚生員の役割や新たな職員の配置の方向性がかわってくるとしている。つまり、児童館の職員にソーシャルワーク的な機能や力量が求められるなかで、「それを児童厚生員の専門性の中に位置づけるのか、新たな福祉系専門職を配置するのか、という点が議論の焦点となった」（佐藤，2024：77）と述べている。

こうした指摘は、児童館での日常の関係性の中から見える子どもや家庭、地域にある課題の解決が、「児童館での日々の遊びや活動と切り離されて行われる可能性がある」（佐藤，2024：77）こと、「子どもと児童厚生員とで構成されている児童館の〈日常性〉が崩され、子どもが行ける・行きたい場所、いたい・いられる場所、遊べる・遊びたい場所（居場所）でなくなり、来なくなる、または来られなくなること」（佐藤，2024：77）が背景にあるからではないかと述べている。児童館の「特性」を活かしたかたちでの、「福祉的機能」の実装の課題を的確に指摘した論考といえよう。

2. 研究方法

2.1 分析の対象と方法

本研究では、一般財団法人児童健全育成推進財団が2021年に実施した『全国児童館実態調査』（以下、『実態調査』という）の集計結果について分析するとともに、同財団よりこの調査の回答データの提供を受け、実態調査の2次分析を試みる。2次分析を行うのは、同じデータでも分析の手法の違いで導かれる結論が異なることもあり、本研究の目的を実証するに適した方法と考えたからである。ただし、質問項目の検討など元の調査の設計過程が不明であることを前提に、本研究において必要な分析を行っていく。

はじめに、児童館の「福祉的機能」の実際を知るために、『実態調査』の「相談対応」に関する設問の回答結果を改めて概観（再確認）する。そのうえで、実態調査の報告書では分析さ

れていない、児童館の「相談対応」の特徴をクロス集計を行うことにより分析する。クロス集計に関しては χ^2 乗検定を行った。なお統計解析には、SPSS Statistics 29.0を用いた。次に、『実態調査』の「問53 相談対応について」の回答結果を踏まえて、選択肢10「その他」の自由回答について、テキストマイニングの手法を用いて分析を行った。自由記述の整理、分析においては、多変量解析によりテキストデータ分析することができる計量テキスト分析システムKH_Coder (version3.Beta.07f)を用いた。

2.2 研究倫理

2021年3月に、児童館の運営及び活動内容等の状況に関する調査研究委員会による「令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 報告書」を発刊された機関である一般財団法人児童健全育成推進財団にデータ利用に関する申請手続きを行った。申請にあたっては、個人情報の取り扱いに留意し、利用内容、範囲を定めて使用する誓約をし、データ提供の許可を得た。データの提供は、質問に該当する箇所のみを受け取り、研究調査、論文執筆のみに使用することとした。なお、本研究において自由記述の原文を示す場合は、館や自治体等が特定されないように配慮した。

3. 『実態調査』の2次分析

3.1 『実態調査』の概要

それでは、児童館の「福祉的機能」の実装における課題を、先行研究で得られた知見を参考にして、『実態調査』のなかから探してみたい。とくに本論では「福祉的機能」としての「相談対応」に関わる設問及び集計結果等を中心に扱うこととする。

前に触れたが、『全国児童館実態調査』は、一般財団法人児童健全育成推進財団が全国の児童館の施設概要、運営状況、活動内容等についての傾向等をつかみ、今後の児童健全育成のための環境の整備、児童館の発展に役立てることを目的として5年に1度実施している悉皆調査である。『実態調査』の結果分析については、既に「児童館の運営及び活動内容等の状況に関する調査研究委員会」による『令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書』で行われているので、本論では、この2021年度に実施された『実態調査』のうち報告書で示されている「小型児童館・児童センター」を対象とした質問紙調査の結果及び提供を受けた本調査のローデータの分析結果を示したい。

『実態調査』の回収件数は3,621件（対象客体数4,379件）で、回収率は82.7%であった。設置・運営主体をみると、公設公営が51.9%、公設民営が44.8%、民設民営が3.0%、その他が0.3%であった。近年、指定管理者制度を活用した公設施設の民営化も進んでいる。

3.2 クロス集計等による分析

3.2.1 社会福祉士及び児童厚生一級指導員の資格保有状況

まず、児童館職員（児童厚生員）が保有する資格をみていく。先行研究からも示されているように、「福祉的機能」（ソーシャルワーク機能）を児童館が有するには児童館職員の専門性の保持が欠かせない。資格取得はある意味でその分野の専門性を有していることの証であると考える。

職員全体では保有する資格で多いのは「保育士」「教員免許（幼稚園教諭含む）」だが、ここでは、「相談対応」に関わる資格として「社会福祉士」と「児童厚生一級指導員」に着目する。「社会福祉士」はいわゆるソーシャルワーカーとして相談援助の専門性を擁した福祉系の代表的な国家資格である。また「児童厚生一級指導員」は、一般財団法人児童健全育成推進財団による認定資格で、この財団の認定児童厚生員資格規程によると、「児童厚生一級指導員」は、「児童館・放課後児童クラブの中で指導的役割を担うとともに、地域関係機関との調整や連携を促進するソーシャルワーカーとして児童健全育成活動の普及・発展に努める者とする」と規定しており、まさに相談対応に適確な資格といえる。この2つの資格保有者（常勤・非常勤）について、児童館の設置・運営主体別にクロス集計を行い、まとめたものが次の表である。ただし、ここではそれぞれの資格保有者の実数ではなく、一人以上当該資格を保有している館数を示すものである。

表1 設置・運営主体別の資格保有者のいる児童館

	社会福祉士 常勤	社会福祉士 非常勤	児童厚生一級 指導員 常勤	児童厚生一級 指導員 非常勤
公設公営	41	29	79	55
公設民営	112	30	209	29
民設民営	8	1	6	3
その他	1	0	1	0
計	162	60	295	87

（筆者作成）

表1にあるように、社会福祉士の資格を保有している職員が1名以上いる館をみると、常勤の社会福祉士資格保有者のいる児童館は162館、非常勤の社会福祉士資格保有者のいる館が60館の計222館であった。これは本調査における有効回答数（3,621館）のうち、常勤で4.4%、非常勤では1.7%に過ぎない。また、設置・運営別にみると、「公設民営」に常勤職員数が最も多い。非常勤職員の割合は、「公設民営」が21.1%なのに対して、「公設公営」が41.4%と高くなっている。

児童厚生一級指導員については、資格を保有する常勤職員がいる児童館は295館（8.1%）、非常勤が87館（2.4%）で、この資格を保有する常勤、非常勤いずれかもしくは両方の職員がいる館はのべで382館（10.5%）に及んだ。設置・運営別では社会福祉士資格保有職員と同様の傾向が見られた。

3.2.2 「相談室」の設置状況

ここでは、一般的に「福祉的機能」（ソーシャルワーク機能）と関連が強いであろう「相談室」の設置状況について分析していく。

『実態調査』において、「諸室等の状況」という設問（問5）のなかで「相談室」の有無を訊ねている。児童館の設備及び運営については、「児童館の設置運営について」（平成2年8月7日厚生省発児第123号）の通知による「児童館の設置運営要綱」に基づいている。この要綱では、児童館の建物には、「集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室等を設けること」と定めている。「必要に応じて」設置される施設設備として「相談室」が挙げられているのだが、実際どれくらい設置されているのだろうか。

『実態調査』の回答結果によると、「相談室」を設置している児童館は全体の15.2%、549館である。「相談室」の設置の有無と児童館の建築時期を回答データから再集計した結果が表2である。ここで児童館の設置時期ではなく建築時期としたのは、老朽化等による建替え等を考慮したもので、建築時期が不明な4館を除いた545館について集計した。

表2 建築年と相談室の設置
相談室の設置

		なし		あり		合計	
		N	%	N	%	N	%
建築時期	昭和	1,614	90.67%	166	9.33%	1,780	100.00%
	平成	1,373	79.27%	359	20.73%	1,732	100.00%
	令和	53	72.60%	20	27.40%	73	100.00%
合計		3,040		545		3,585	

（筆者作成）

建築時期別と「相談室」の設置の有無をクロス集計した。その結果が表2である。 χ^2 二乗検定を行った結果、有意な差が得られた（ $\chi^2(3)=8.031$ 、 $p=0.045$ ）。

昭和期に建築された児童館のうち「相談室」を設置したのは9.3%の166館に対して、平成期の場合は20.7%で359館、令和に入ってから建築された73館中20館の27.4%が設置しており、建築時期が新しいほど「相談室」の設置がみられることがわかった。設置の経緯はここから伺うことはできないが、それぞれの設置主体が「必要に応じて」設置していることは間違いないであろう。子どもや子育て家庭を巡る地域的時代的な「必要」（ニーズ）が高まってきていることの表れなのかもしれない。

3.2.3 「相談対応」の状況

次に、『実態調査』での「相談」に関する設問の回答傾向をみていく。問49「配慮を必要と

する児童の利用の有無」については、児童館の運営及び活動内容等の状況に関する調査研究委員会（2022）による「報告書」をみると、児童館のもつ自由来館という利用方式が、表3のように様々な「配慮を必要とする児童の利用」にもつながっていることがうかがえる。「障害のある児童」の利用実績が8割を超えているが、本論では「保護者に不適切な養育等が疑われる児童」や「その他福祉的課題を抱える児童」といった「福祉的機能」が期待される利用者が多いことにも注目したい。

表3 配慮を必要とする児童の利用

	件数	障害のある児童の利用あり	家庭や友人関係に悩みを抱える児童の利用あり	いじめ等の問題を抱える児童の利用あり	保護者に不適切な養育等が疑われる児童の利用あり	その他福祉的課題を抱える児童の利用あり	利用なし	有効回答
回答数	3,556	2,843	1,488	677	1,017	236	444	3,461
割合（％）	100.0	82.1	43.0	19.6	29.4	6.8	12.8	100.0

欠損値N

95

（「報告書」より抜粋）

問50「児童館職員が対応した相談（日常の悩みの聞き取り等を含む）」件数をみると、「保護者からの相談」が1件以上あった児童館は全体の76.3％、「小学生以下」からの相談では50.8％が受け、「中・高校生世代」からの相談は25.7％が受けており、何らかの「相談」を児童館職員は受けている実態が明らかになった。ただし、この実態調査において「相談」という用語の厳密な定義はないため、何をもって「相談」とするかは回答上、児童館職員や館長の裁量に委ねられているのかもしれない。また、その後の、「福祉的機能」という点からすれば、ソーシャルワークの展開過程でいうところのアセスメントがどれだけできているかはこの調査からは知ることはできない。

問53「相談対応について」という設問の結果をみてみよう。表4にあるように、この設問の選択肢をみると、児童館内の対応手続に関するもの（記録、マニュアル、自治体への報告、研修、ケース会議）と対面以外の相談対応の手段に関するもの（訪問相談、電話、SNSによる相談）に分類できる。ここで明らかなのは、「記録を保管している」「必要に応じて自治体に相談内容を報告している」児童館が6割を超え、「ケース会議（児童館職員のみ）を実施している」児童館が5割程度あり、何らかの「相談対応」を行っていることがわかる。ただし、『実態調査』において、選択肢にある「記録」についても具体的な用語解説はないため、方法や様式、記入担当職員や保管方法などその具体像は浮かびにくい。また、「自治体に報告」につい

てもどのようなケースについていつ誰の判断で自治体に報告されるのかは不明である。「相談対応」の一連の流れや手続きについてはこの「報告書」からは推察するのは困難なため、筆者にとっての今後の研究課題としていきたい。

表 4 相談対応（複数回答）

	件数	記録を保管している	マニュアルを策定している	必要に応じて自治体に相談内容を報告している	研修を実施している	ケース会議（児童館職員のみ）を実施している	（館外の関係者を交えたもの）を実施している	訪問相談を行っている	電話による相談に対応している	SNSによる相談に対応している	その他	有効回答
回答数	3,556	2,082	291	1,936	673	1,575	648	63	973	47	193	3,091
割合(%)	100.0	67.4	9.4	62.6	21.8	51.0	21.0	2.0	31.5	1.5	6.2	100.0

欠損値N

465

（『実態調査』より抜粋）

3.2.4 虐待事案への対応

「相談対応」に関連して、より「福祉的機能」の実際を探ることができる設問が問54の「児童館において発見した保護者による児童への虐待事案」であろう。今回の調査は307館（8.8%）でいわゆる虐待事案を扱った（2020年度実績）ことがあると回答している。その5年前の「前回調査」時と比べるとその割合は減少しているが、その対応としては、「自治体への報告」を筆頭に、「見守り・経過観察」「関係機関とのケース会議」をほぼすべての対応した児童館が実施している。まさに「福祉的機能」を発揮した実践といえよう。

次に、先に取り上げた「相談室」の設置状況と虐待事案の発見の有無についてみていく。表5にあるように、「相談室」の設置がない児童館の虐待事案の発見の割合は8.4%、「相談室」を設置している児童館の虐待事案の発見に関しては11.5%とわずかではあるが、「相談室」を設置している児童館の方が設置していない館よりも虐待事案の発見しやすい・できる環境があることがうかがえる。

「相談室」の設置の有無と虐待事案の発見の有無について表5で示す。 χ^2 二乗検定を行った結果、有意な差が得られた（ $\chi^2(1)=5.390$ 、 $p=0.020$ ）。

表5 「相談室」の設置状況と虐待事案の発見

		相談室の設置					
		なし		あり		合計	
		N	%	N	%	N	%
発見	あり	246	80.13 %	61	19.87 %	307	100.00 %
	なし	2,696	85.13 %	471	14.87 %	3,167	100.00 %
合計		2,942		532		3,474	

(筆者作成)

3.3 テキストマイニングの手法を用いた分析

『実態調査』における「相談対応」の実施に関する問53には、選択肢10として「その他」の項目が用意されており、自由記述ができるようになっている。「その他」と回答した児童館は193館であった。そこで、「その他」の回答においてどのような自由記述があったのかをテキストマイニングの手法を用いて整理、分析してみたい。

本研究では、『実態調査』のローデータをテキストマイニングの手法を用いて、テキスト型のデータを計量的に扱うことにより、単なるリストアップではなく、新たな知見を探索するねらいがある。全国の幅広い地域の児童館活動を網羅的に把握できる『実態調査』を2次分析するのは、多様な地域から得られているデータを分析でき、本研究の目的である児童館の「福祉的機能」の実装への課題を抽出できる可能性をもつ貴重なデータとなっているためである。基本的な分析の思考と方法については、牛島ら（2023）の研究手法に倣っていることを断っておく。よって、牛島らと同様に、分析ツールとして多変量解析によりテキストデータ分析することができる計量テキスト分析システムとしての「KH_Coder」（樋口，2020）を用いている。計量テキスト分析は、「インタビューデータなどの質的データをコーディングによって数値化し、計量的分析手法を適用して、データを整理、分析、理解する方法である。KH_Coderを使用することにより、研究者の恣意的な分析を排除し、客観的に語りの内容を分析するには適切なツールで、有用な分析方法である」（牛島ら，2023：142）ことから本論でも用いることとした。

問53「相談対応」の「その他」の自由記述について分析するが、その有効回答数は178件であった。それらを形態素に分解、処理し、分析した結果、抽出されたのは、分析対象に含まれているすべての語の延べ数を表す「総抽出語」が2,392語で、そのうち分析や検索の対象となったのは1,057語、何種類の語が含まれていたかを示す「異なり語数」は368語で、うち実際に分析や検索の対象となったのは253語であった。

対象になりうる頻出語の上位語は「相談」（88語）、「共有」（39語）、「職員」（36語）、「対応」（36語）、「情報」（30語）、「記録」（28語）、「必要に応じて」（24語）、「学校」（22語）等であった（表6）。これらで共起ネットワーク分析を行った。共起ネットワークは、文書から特徴づける語の抽出を行い、特徴語どうしの共起関係をネットワーク図にするもので、出現数が多いほど大きい円で描画される。回答数や1回答当たりの単語数を考慮して、頻出語の共起ネット

ワークを最小出現数は2、最小文書数は1、共起関係をJaccard係数0.2に設定して分析した。Jaccard係数は2つの集合に含まれている要素のうち共通要素が占める割合のことで、係数は0から1の間の値となり、係数が大きいほど2つの集合の類似度は高いことを表す。

表6 「相談対応」の自由記述における頻出語上位

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
相談	88	解決	4	お話	2
共有	39	協議	4	オンライン	2
職員	36	交換	4	館長	2
対応	36	口答	4	教育	2
情報	30	子ども	4	教室	2
記録	28	子育て支援	4	傾聴	2
必要に応じて	24	施設	4	件数	2
学校	22	紹介	4	検討	2
児童	17	窓口	4	口頭	2
内容	16	保健センター	4	雑談	2
連携	15	アドバイス	3	子育て	2
会議	13	クラブ	3	支援	2
機関	13	コーディネーター	3	事案	2
来館	13	メモ	3	持つ	2
会話	12	案件	3	主任	2
ケース	11	委員	3	周知	2
実施	11	記載	3	重篤	2
特に	11	共通	3	重要	2
日常	11	業務	3	巡回	2
保管	10	参加	3	助言	2
報告	9	残す	3	図る	2
メール	8	指導	3	町	2
関係	7	事業	3	直接	2
連絡	7	重大	3	定期	2
場	6	心理	3	程度	2
場合	6	設ける	3	配置	2
必要	6	先生	3	放課後	2
保健師	6	他	3	幼児	2
話	6	多い	3	臨床	2
センター	5	地域	3		
個別	5	悩み	3		
専門	5	理解	3		
日誌	5				
聞く	5				
保護	5				

(筆者作成)

結果、図1にあるように「相談」「対応」「共有」「職員」「学校」「必要に応じて」「連携」等が中心的要素であることが確認できる。これらは各要因をつなぐ鍵となっている。これら分析結果をみると、いくつかのグループができているが、設問から「相談」や「対応」が頻出することは容易に理解できる。それ以外のグループをみると例えば「職員」「共有」「情報」のそれぞれの係数は高く、そこに「必要に応じて」や「学校」「連携」もつながっていることがわかる。実際の記述では「職員で情報を共有し、責任者より必要に応じて学校へ報告・相談をしている」といったものがみられた。また、「日常」「会話」「場」「口頭」「多い」というグループをみると、実際の記述では「お話がおおく、重要なことのみ記録しその他は口頭にて情報共有」や「日常会話から発せられる軽微な事項が多いため記録せず、その場で回答している」、「日常会話の中での相談・訴えを聴くことはあるが、突発的な継続性がない発生事案なので、その場で解決できることで日常の悩みとは言い切れず件数にカウントしていない」、「日常会話的にとどめ、必要な場合は専門家への相談をすすめる」などがみられた。

以上から、児童館が地域において、来館した子どもや親とのかかわりのなかで日常会話を交わし、「必要に応じて」記録を残し、職員間で情報共有し、学校や保健センター等の関係機関と連携をとっている、といった全体像が浮かびあがってきた。

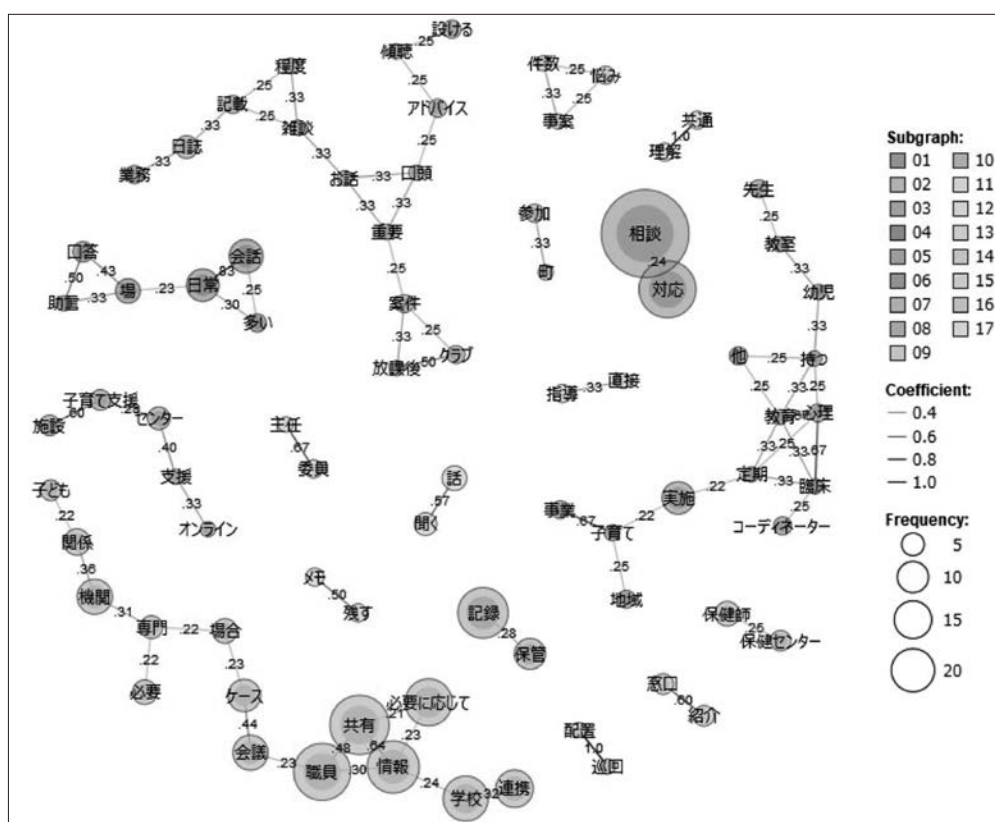


図1 「相談対応」の自由記述にみる共起ネットワーク分析の結果
(筆者作成)

4. 考察

4.1 『実態調査』の再集計から

本論では、児童館が「福祉的機能」を現状どれほど実践（実装）しているのかを『実態調査』の結果を中心にみてきた。ここでいう「福祉的機能」はソーシャルワーク機能と同義で用いているが、子どもが抱える生活問題、〈生きづらさ〉をどのようにキャッチし、それにどう対応するかの一連の過程が実践されているかということでもある。その意味で、現状の「福祉的機能」は、いわゆる「相談対応」に表れるものと捉え、相談体制の現状を探っていったのである。相談体制を整えるということは一定の職員、施設設備、一連の援助過程を有することである。

職員体制という点でいえば、ソーシャルワーカーとして明確な使命と業務を有する「社会福祉士」の資格保有者のいる児童館は全国的に非常に限られていることがわかった。それでも、研修等でソーシャルワークの知識や技術を修めた「児童厚生一級指導員」の方が「社会福祉士」資格保有者より多く配置されていることは今後の「福祉的機能」の実践者としての期待は大きいであろう。現状、「社会福祉士」や「児童厚生一級指導員」というよりも、保育士や教職免許等を有する職員等が「相談対応」を行っているということであろう。

施設設備に関しては、本論で「相談室」のみを取り上げた。『実態調査』の結果からは「相談室」がどのように児童館活動の中で活用されているのかはわからない。しかし、児童虐待事案の発見という、まさに「福祉的機能」としての重要な実践が、「相談室」を設置している児童館の方が未設置の館よりも数値的に行われていること、そして「相談室」の多くが平成期、令和に入って建築された児童館に多く設置されていることを考えると、「相談室」の存在は見逃せないように思われる。

4.2 「相談対応」の共起ネットワーク分析から

『実態調査』の設問の選択肢にはない「相談対応」の現状を明らかにすべく、「その他」の自由記述の分析を行った。自由記述の回答件数があまり多くないこともあり、どれほど明らかにできたかは知れない。しかし、「相談対応」に関する自由記述の分析から、来館した子どもや保護者と遊ぶ、話すといった児童館活動における「日常」を示すネットワークが確認されたことは、「日常」と「相談対応」が関係することを示唆するものといえよう。児童館職員は、明確な基準やマニュアル、あるいは意識を持たないなかで「日常」の業務活動として「相談対応」を行っているのかもしれない。その中であって、「必要に応じて」、「情報」「共有」しながら、「口頭（口答）」や「学校」など関係機関と「連携」する姿が垣間見えた。

5. おわりに

本研究の目的は、児童館の「福祉的機能」の実装が近年の「児童育成支援拠点事業」の展開など政策・施策的な追い風となっているのではないかという期待のもとに、「福祉的機能」の実装のための課題を明らかにすることにあつた。

本論文は『実態調査』の回答データの2次分析であるという性格から、児童館の「福祉的機能」の実装について真正面から分析することには限界がある。そもそも『実態調査』は児童館活動の全貌を詳らかにすることが主目的であり、個々の活動、とりわけ「相談対応」について特化した調査ではないが、回答データの見直しにより今後の研究の貴重な資料となったことは間違いない。

故に、その中で得た知見は大きい。未だ整理の余地はあるが、児童館の「福祉的機能」の実装の今日的課題としては、①「相談対応」の科学化・体系化、②「自由来館」型施設としての地域的・時代的ニーズの把握を挙げておきたい。

①の課題に関していえば、『実態調査』における「相談対応」の実態を、「記録」の方法・書式・手続き等の実態、社会福祉や児童厚生一級指導員の職務と役割の実態を含め、丁寧に追っていくことにある。とくに児童館における「福祉的機能」がソーシャルワークの実践過程のどの段階を重視すべきなのか、誰がどのような役割として担っているのかを全国調査の実施等により明らかにすることで検討していきたい。

②の課題については、佐藤（2023）が指摘したように、社会福祉士などのソーシャルワーカーや「相談室」の配置や設置が、児童館がもつ「自由来館」という特性を損ねてしまうことのないよう、児童館が「何も考えずに何となく行ける場所」「行かなきゃとか思わなくて良い場所」であり続けるために、「福祉的機能」の実装が子どもの「居場所」を奪うことにならないよう引き続きの検討が必要なのであろう。

【謝辞】

本研究にあたり、貴重なデータを提供いただいた一般財団法人児童健全育成推進財団に深く感謝申し上げます。

【参考文献】

- 大澤朋子・岡桃子（2024）「ソーシャルワーク拠点としての児童館に関する研究」『実践女子大学 生活科学部紀要』第61号、27-42
- 小栗正裕（2024）「児童館の機能と活動内容についての一考察（2）—コミュニティ形成への可能性—」『福岡女学院大学紀要』人間関係学部、第25号、23-29

- 友川礼・敷村一元・敷村元玖（2024）「子どものための社会資源に対するアクセシビリティに関する研究—子どもの健全育成支援機関の認知度及びニーズ調査の分析を通して—」『松山東雲女子大学人文科学部紀要』33、54-67
- 佐藤晃子（2023）「「児童福祉施設」としての児童館と「居場所」としての児童館をめぐって」『川口短大紀要』37、67-79
- 小栗正裕（2023）「児童館の機能と活動内容についての一考察—「居場所」としての機能を中心に—」『福岡女学院大学紀要』人間関係学部、第24号、33-39
- 宮地あゆみ（2020）「子どもの居場所としての児童館における機能および役割に関する一考察—職員研修における現状と課題について—」『九州大谷研究紀要』第46号、31-48
- 牛島豊広・竹下徹・田中康雄・金子幸・黒木真吾（2023）「児童館活動における地域のネットワーク活動の推進に関する研究」『周南公立大学総合研究所紀要』第1号、141-152
- こども家庭庁（2024）「児童育成支援拠点事業実施要綱」（https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/50439ba1-c44b-450c-b936-cf0f572709d7/f4b5c8b9/20240826_policies_kosodateishien_jido-kyoten_02.pdf, 2024年9月30日）
- 社会保障審議会児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会（2022）『児童館のあり方に関する検討ワーキンググループ とりまとめ』（<https://www.mhlw.go.jp/content/11921000/001023583.pdf>, 2024年9月30日）
- 児童館の運営及び活動内容等の状況に関する調査研究委員会（2022）『令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 報告書』一般財団法人 児童健全育成推進財団、2022年3月
- 樋口耕一（2020）『社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展を目指して— 第2版』ナカニシヤ出版
- 所貞之（2021）「[研究ノート] 児童館における「福祉的機能」の可能性 06調査の再調査に向けた課題の整理」『城西国際大学紀要』第29巻、1-13

An Opportunity to Implement ‘Social Work’ Functions in Children’s Halls

Sadayuki Tokoro

Abstract

The environment surrounding children and child-rearing families remains harsh. In 2022, the Child Welfare Act and other laws were amended, and the “Child Development Support Center Project” was included in the “Strengthening the system and expanding projects for comprehensive support for child-rearing households” among the amendments. For Children’s Halls, which are listed as the top implementation facilities, this is an opportunity to implement “social work functions” and the challenges for implementation were clarified. Current challenges include 1) scientifically integrating and systematizing “consultation responses” and 2) understanding regional and contemporary needs as a “free visit” type facility. In this study, we received response data from the “National Children’s Hall Actual Situation Survey” conducted by the General Incorporated Foundation for the Promotion of Healthy Child Development in 2021 and attempted a secondary analysis of the actual situation survey.

Keywords: Children’s Halls, Social work functions, secondary analysis

